

2. 住まい環境整備支援事業実施要項の一部改正

対象工事について

【削除】

(現行) 住まい環境整備支援事業実施要項第3条

~~(8) テーブル生活支援のための床材の変更~~

(9) 転倒時等のけが予防等を目的とした床または壁材等の変更



⇒これらは介護保険の住宅改修における「滑り防止、移動の円滑化等のための床材変更」と内容が重複するため、住まい環境整備支援事業の対象から削除します。

【新規追加】

(改正後) 住まい環境整備支援事業実施要項第3条

(2) 車いす使用等による適切な高さまたは身体状況に適した洗面台・手洗い器・流し台・ガス台・調理台への取替え

⇒ 車いす等、本人の状況に応じた手洗い器の取り替えは、これまでも認めておりましたが、改めて要項に記載いたします。

(7) 洋式トイレの移設および移設に伴い必要になる給排水工事



⇒ 洋式トイレの移設に係る給排水工事について、これまでも認めておりましたが、改めて要項に記載いたします。

また、トイレ移設について、これまで居室周辺への移設とさせていただいておりましたが、様々な改修のパターンがあることから、居室周辺への移設に限らず、トイレの移設自体を支給の対象とさせていただきます。

※和式トイレから洋式トイレに取り換える際は、移設・給排水工事とも介護保険における住宅改修の対象となりますのでご注意ください。

※洋式トイレから洋式トイレへの取り替えに係る便器の費用は対象外です。

しかし、本人の状況に応じて、既存の洋式トイレから高さの高い洋式トイレに取り換える場合は住宅改修の対象になります。